

# 犬のフン

## マナーアップキャンペーン

啓発ポスターの貼りだし、立看板の設置を行います。  
地域のみなさんも是非参加してください。

日時

2021年 12月 5日 (日)

9:00~11:00

(雨天の場合、変更になることがあります)

集合場所

黒瀬町 (黒瀬町公民館)

中崎 (黒瀬地区集会所)

通町 (通町公民館)

一色町 (一色町公民館)

田尻町 (田尻町民会館)

飼い主の皆さまへ

### 犬のフンお断り

フンは必ず持ち帰りましょう  
マナーを守ってきれいなまちを



浜郷地区まちづくり協議会

ポスターをご希望の方は  
下記の方法で  
申し出てください

- ・各集合場所 (9時)
- ・各町自治会
- ・地区のあかるくうつくし委員

犬のフンは飼い主が  
持ち帰りましょう!

マナーを守ってきれいなまちを



浜郷地区まちづくり協議会

お問合せ先 〒516-0018 伊勢市黒瀬町1718-7

TEL: 0596-65-6488 (火・水・金 9:00~12:00/13:00~16:00)

浜郷地区まちづくり協議会 あかるくうつくし委員会

# 犬・ネコは飼い主が責任を持って適切な飼育に努めましょう

住民から切実なご意見が寄せられています。

- ❗ 子どもが通学中に道路にあった犬のフンを踏んでしまって、泣きべそをかいていた。
- ❗ フンの放置をしている飼い主に注意したら、他の飼い主にも注意しろと怒鳴られた。

道路や公園などは、犬のトイレではありません。

- ❗ 自宅で犬のトイレを済ませてから、散歩に行く習慣をつけましょう。
- ❗ フンは持ち帰って処分し、尿についても、水を持参して洗い流しましょう

犬のフン放置、自転車での散歩については、法律・条例で定まっています。

- ❗ 犬のフンを放置する事は、軽犯罪法や廃棄物処理法に反する行為です。

第8条 市民等は犬を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に規定する場所（公共の場所及び他人が所有する場所）をフンにより汚さないこと。
- (2) 犬を散歩させるときは、フンを処理するための容器を携行し、フンをしたときは、直ちに回収すること。

「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」

- ❗ 自転車に乗って犬の散歩は、道路交通法違反です。

自転車の運転者は、ハンドルやブレーキなどを確実に操作し、かつ、道路状況に応じて他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転をしなければならない。これに違反した場合は、刑事罰として3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金とする。

「道路交通法119条1項9号」

## 簡単なふんの始末の仕方

①ふんの上がちり紙をおく	②ビニール袋に手を入れる	③ふんをつかむ	④ビニール袋をうら返す
			